

青森県報

第二千二百十七号

平成十五年
八月二十五日
(月曜日)

目次

告 示

飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……一
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………(水産振興課) ……二

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……三
右 同……………(同) ……三

出先機関

土地改良事業の工事了……………(東地方農林水産事務所) ……四

告 示

青森県告示第五百五十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項及び第二項の規定により平成十五年七月十日、十一日及び十四日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十五年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容		
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	TDN %		ME kcal/kg	その他水分%
日本農産工業株式会社 塩釜工場 宮城県塩釜市貞山通 一丁目3の1	東北ノーサン 商事株式会社 青森市問屋町 一丁目14の11	ノーサン印 種豚飼育用 配合飼料 ヘルシーリター	15.6	16.7	5.4	0.89	0.64	2.9	5.3						13.6	
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の8	同	日配 成鶏飼育用配合飼 料 LM18	15.7	18.2	5.2	4.03	0.58	2.1	12.5					2,900	11.9	
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の8	同	ウエイクマルチ	15.7	16.2	3.7	0.77	0.66	3.0	5.1			74.4			13.8	
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の8	同	日配 フロイラー肥育後 期用配合飼料 ワンスターUD	15.7	18.7	7.9	0.94	0.59	2.3	4.8					3,270	12.4	
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の8	同	日配 子豚育成用配合飼 料 子豚用PWR-80	15.7	16.5	5.0	0.55	0.47	2.7	3.9			80.1			13.0	
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の8	同	P P F 2 S	15.7	17.4	4.9	3.48	0.59	2.6	11.0					2,870	12.2	
丸光水産株式会社 本社工場 八戸市諏訪二丁目26 の16	同	55%フイツジュミール	15.7	60.6					20.0	0.2					8.3	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第五五十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 今別町西 部 東津軽郡今別町大字今別字西田二一七番地一 小 鹿 豊 明 東津軽郡今別町大字今別字西田二一六番地一 阿 部 信 一 東津軽郡今別町大字今別字中沢二七五番地一四九 野 上 洋 一	平成十五年八月二十五日から九月八日まで 今別町西 部 漁業協同組 合

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピアドゥ

八戸市沼館四丁目七の二一・二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
1 八戸臨海開発株式会社 八戸市沼館四丁目七の二一 代表取締役 飛岡博明	1 八戸臨海開発株式会社 八戸市沼館四丁目七の二一 代表取締役 飛岡博明	1 平成 一五・六・元
2 代表取締役 飛岡博明 福田道路株式会社 新潟県新潟市川岸町一丁目 五三の一 代表取締役 福田勝之	2 代表取締役 飛岡博明 福田道路株式会社 新潟県新潟市川岸町一丁目 五三の一 代表取締役 三浦克彦	2 平成 一五・五・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社イトーヨーカ堂 東京都港区芝公園四丁目一 の四 代表取締役 鈴木敏文	株式会社イトーヨーカ堂 東京都港区芝公園四丁目一 の四 代表取締役 井坂榮	平成 一五・五・三

四 届出年月日

平成十五年八月十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十五年八月二十五日から同年十二月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十二月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコシティ黒石

黒石市大字中川字花岡二三三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表執行役 岡田元也

三 変更しようとする事項

区 分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の施設方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	イオン株式会社 開店時刻 午前九時 （年間三日午前七時、 年間一日午前五時） 閉店時刻 午後十一時	平成 一五・七・二六
来客が駐車場を利用できる時間が定まる時間帯	駐車場 A 午前八時四十五分 （年間三日午前六時四 十五分、年間一日午前 四時）から午後十一時 十五分まで	駐車場 二十四時間	

四 届出年月日

平成十五年七月二十四日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び黒石市役所

2 期間

平成十五年八月二十五日から同年十二月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十二月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年八月二十五日

東地方農林水産事務所長 小 野 祐 司

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農地災害復旧事業	蓬 田 村	平成一五・八・二
〃	〃	〃

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------